



境港管理組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査を行い、令和4年9月1日付けで提出した「令和3年度境港管理組合歳入歳出決算審査意見書」に付した審査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

令和5年4月19日

監査委員 桐林正彦



監査委員 山口和志



決算審査意見書に付した審査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

審査意見	講じた措置
<p>境港の港勢拡大のための取組みについて （ア）新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>令和3年度の全体貨物取扱量及びコンテナ貨物取扱量は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響もあり、低調に推移した。</p> <p>一方、クルーズ船の寄港は、これまでの積極的な誘致の成果もあり、近年は、寄港数、乗客数ともに増加してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響でクルーズ船の寄港が2回にとどまっている。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症の収束後において、迅速に誘致活動が行えるよう、対面によるポートセールス活動の再開準備やクルーズ船運航再開の情報収集など、引き続き努力されたい。</p>	<p>（ア）新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>令和4年の全体貨物取扱量は、バイオマス燃料の輸入の増加等によりコロナ禍前の令和元年の全体貨物取扱量に回復した。コンテナ貨物取扱量は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響に起因した海上運賃の高騰や航路の遅れ等の影響を受け回復していないことから、境港貿易振興会等と連携して東京や島根県内等での境港利用促進セミナーや企業訪問を通してポートセールス活動を行った。</p> <p>また、令和4年度からは新型コロナウイルスによる国内の行動制限もなくなり、邦船による国内クルーズ運航はほぼ正常化し、境港には邦船が4回寄港した。</p> <p>また対面による誘致活動も実施できるようになり、船社を訪問し継続的な誘致活動を実施。渡航制限も緩和されたことから、海外セミナー等にも参加し、船社の最新動向収集や境港のPR活動などを実施した。令和5年1月には欧州にある船社を訪問し、他港と連携して誘致活動を行っ</p>

(イ) 施設等を活用した賑わいづくり

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、クルーズ船の寄港が2回にとどまり、境夢みなとターミナルや公共マリーナ、弓ヶ浜サイクリングロードなど、それぞれの施設等の持つ特色、機能を有効に活用した地域の賑わいづくりに取り組むことができない状況が続いた。

については、新型コロナウイルス感染症の状況に注視しつつ、これらの施設等を有機的に結び付けて活用することにより、この地域一帯の賑わいを創出できるよう、ターミナルの待合ホールなど施設等の有効活用に向けた情報発信や、地域のイベントなどへの積極的な活用について、「竹内南地区賑わいづくり連絡会」をはじめとした関係者と連携した取組みを進められたい。

た。

令和4年11月に国土交通省による国際クルーズの再開が公表され、境港管理組合もC I Q関係機関と連携して受け入れ準備を整えている。

(イ) 施設等を活用した賑わいづくり

境夢みなとターミナルにおいては、令和4年には4回のクルーズ客船寄港を受け入れたところであり、歓送迎セレモニーの開催や地元産品の物販、レンタサイクルの提供等、賑わいづくりの拠点としての機能を発揮しつつある。

また、令和2年度からは竹内南地区の賑わいづくりの一環として、既存施設を活用した釣場としての試験開放の取り組みを開始し、釣場の安全性や運営方法、周辺施設と一体となった活用方法等について検討を進めているところである。

さらに、公共マリーナの拡張計画に合わせて隣接するキャンプ場及び公園緑地のマリンスポーツ・アクティビティ機能の充実を検討していくこととしており、今後も「竹内南地区賑わいづくり連絡会」等を通じ、関係者及び地域と一体となった地域の賑わい創出に努める。